

亀山市告示第79号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について亀山市手数料条例別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の市長が別に定める用途、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模及び工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を定める告示

令和3年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号。以下「条例」という。）別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の市長が別に定める用途を第1に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第2に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第3に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第4に定める。

第1 条例別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の市長が別に定める用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に付属するものを除く。

- (1) 自動車車庫
- (2) 倉庫
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 条例別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。

第3 条例別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模は、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものについて、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第4 条例別表第6の2の表、別表第6の3の表及び別表第6の4の表の工場等の用途の部分について市長が別に定める規模は、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。